

病床数適正化緊急支援事業について

資料 7

1 事業の概要

- 本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化（病床削減）を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことを目的として、令和7年度の国補正予算により事業化されたものです。（予算額：3,490億円）
- 国は「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行います。
（都道府県が申請を受付）

【交付対象】 病院（一般・療養・精神）・有床診療所

【交付額】 4,104千円／床（ただし、休床の場合は2,052千円／床）

2 申請状況（医療圏別）

➤ 第1回申請期限（R8.7.14）までに受け付けた医療圏ごとの申請は次のとおり。

医療圏	病院			診療所	計
	一般病床	療養病床	精神病床	一般病床	
前橋	21	0	28	10	59
渋川	0	0	71	4	75
伊勢崎	63	10	21	0	94
高崎・安中	22	4	26	3	55
藤岡	78	0	0	0	78
富岡	2	8	0	0	10
吾妻	52	57	0	11	120
沼田	0	31	0	19	50
桐生	0	3	0	0	3
太田・館林	19	0	0	13	32
計	257	113	146	60	576

2 申請状況（医療機関別） 1/2

No	区分	医療機関名	医療圏	削減病床数			削減後病床数	備考
				一般	療養	精神		
1	病院	上毛病院	前橋			14	精神314⇒300床	
2	診療所	小沢医院	前橋	10			一般11⇒1床	
3	病院	群馬中央病院	前橋	13			一般333⇒320床	
4	病院	群馬大学医学部附属病院	前橋	8		14	一般680⇒672床、精神40⇒26床	精神は審議会で協議
5	病院	上之原病院	渋川			22	精神160⇒138床	
6	病院	榛名病院	渋川			49	精神289⇒240床	
7	診療所	有馬クリニック	渋川	4			一般8⇒4床	
8	病院	せせらぎ病院	伊勢崎	9			一般49⇒40床	削減済
9	病院	伊勢崎市民病院	伊勢崎	50			一般490⇒440床	
10	病院	伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎	4	10		一般205⇒201床、療養50⇒40床	
11	病院	大島病院	伊勢崎			21	精神141⇒120床	
12	診療所	フラワークリニック	高崎・安中	3			一般8⇒5床	
13	病院	舘出張佐藤病院	高崎・安中	11			一般77⇒66床	削減済
14	病院	サンピエール病院	高崎・安中			26	精神417⇒391床	
15	病院	正田病院	高崎・安中	11			一般43⇒32床	
16	病院	大原病院	高崎・安中		4		療養45⇒41床	

2 申請状況（医療機関別） 2/2

No	区分	医療機関名	医療圏	削減病床数			削減後病床数	備考
				一般	療養	精神		
17	病院	公立藤岡総合病院	藤岡	78			一般395⇒317床	
18	病院	下仁田厚生病院	富岡	2			一般48⇒46床	
19	病院	西毛病院	富岡		8		療養48⇒40床	
20	病院	草津こまくさ病院	吾妻		29		療養109⇒80床	
21	診療所	けんもち医院	吾妻	11			一般18⇒7床	
22	病院	吾妻さくら病院	吾妻	7	13		一般7⇒0床、療養60⇒47床	
23	病院	西吾妻福祉病院	吾妻	14			一般74⇒60床	
24	病院	田島病院	吾妻		15		療養43⇒28床	
25	病院	原町赤十字病院	吾妻	31			一般163⇒132床	
26	診療所	角田外科医院	沼田	19			一般19⇒0床（無床化）	無床診療所への転換
27	病院	群馬パース病院	沼田		31		療養127⇒96床	
28	病院	日新病院	桐生		3		療養46⇒43床	
29	病院	本島総合病院	太田・館林	19			一般148⇒129床	
30	診療所	土井レディースクリニック	太田・館林	13			一般13⇒0床（無床化）	無床診療所への転換

3 地域における協議

- 受け付けた申請については、今後、群馬県から厚生労働省へ提出します。
- なお、本事業実施要綱において、「**100床以上削減する場合**」や「**削減により入院医療を停止する場合（無床診療所への転換）**」などは、医療法で定める協議の場（群馬県では各地域保健医療対策協議会）で「地域の医療体制に支障がないか」といった観点から議論を行うこととされています。
- このため、該当の申請については、各地域の協議会で議論を行った上で、申請書を厚生労働省へ提出します。

4 基準病床数の引下げ

- 本事業により削減された病床については、将来にわたって増床することができないよう（不可逆的措置）、医療計画で定める基準病床数を引き下げることとされています。
- 基準病床数の引下げは、事業終了後（令和 8 年度末）、令和 9 年度上半期までの間で実施します。